

## 審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 抠 条 項 : 第31条の23において準用する第9条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者（委任先） : 京都府公安委員会
<p>法 令 の 定 め :</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法第31条の23において準用する第5条第1項（許可の申請）、第31条の23において準用する第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、第31条の23において準用する第9条第4項（許可証の書換え）</li><li>・ 規則第1条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）</li></ul>
審 査 基 準 :
標準処理期間 : 14日
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)
備 考 :